

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	佐々木壮一朗
総務課長 ……………	工藤 正人	地域コミュニティ課長 ……	太田 一男
シティプロモーション課長 ……	瓦田 浩一	企画財政課長 ……………	中西 敏光
税務課長 ……………	田口 嘉輝	会計課長 ……………	大神 隆史
住民課長 ……………	八島 勝行	健康課長 ……………	尾上 靖子
福祉課長 ……………	佐伯 剛美	環境課長 ……………	久我 政克

管財課長 …………… 矢野 量久                      都市整備課長 …………… 藤木 義和  
上下水道課長 …………… 前田 友博                      学校教育課長 …………… 川畑 廣典  
社会教育課長 …………… 竹下 健一                      こどもみらい課長 ……… 飯西 美咲

---

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程3号を表示しております。

また、選挙管理委員及び補充員の選挙結果を配付していますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号1番。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 4番、丸山康夫です。

9月定例会での最初の一般質問となります。動画配信も多くの方々に御覧いただいていますことを感謝申し上げます。また、住民目線で町の課題を整理し、しっかり掘り下げていくとともに、これまで以上に町民の皆様に分かりやすい一般質問を心がけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最初の質問に入ります。

今回のテーマは、次世代の宇美町を担うリーダーの育成を。サブタイトルに国際交流で青少年を国際人に。と題し行いますので、よろしくお願ひいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症も令和5年5月8日から第5類感染症になりました。様々な制限も緩和され海外との行き来もかなり増えてきています。

そうした中で日独スポーツ少年団同時交流事業も再開され、8月5日から4泊5日の日程でドイツのノルトライン＝ヴェストファーレン州から高校生世代の団員5人と指導者1名の計6人のドイツ団が宇美町を訪れました。台風の影響で1日前倒しの交流となりましたけれども、宇美町スポーツ少年団リーダー会のメンバーと和太鼓や弓道を通じた体験交流を行うとともに、ホストファミリーとの心温まる交流、そして町長の表敬訪問やSDGsとスポーツをテーマにディスカッションを行うなど、大変すばらしく有意義な交流を行うことができました。

また、博多駅や福岡空港、そして観光名所の太宰府天満宮に行きますと、多くの外国人が福岡

を訪れているのが分かります。そろそろ宇美町でも国際化や国際交流に関する議論を深めていく時期に入ったと感じているところです。

さて、本町では韓国扶餘との国際交流を宇美町少年の翼事業として長く続けてきました。日韓関係の悪化により中断した経緯に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在交流は完全に途絶えています。

こうした背景を踏まえて今回の一般質問では、次世代の宇美町を担うリーダーの育成を進めるために「青少年を国際人に」をテーマに、これまで本町が行ってきた青少年国際交流事業の検証を行うとともに、今後の青少年国際事業の在り方を問いたいと思います。

最初の質問は、大変長い期間にわたって続けてこられた「少年の翼事業」についてお尋ねします。少年の翼事業の目的及び概要について説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一） 少年の翼事業の目的及び概要についてでございますけども、大韓民国扶餘との交流事業につきましては、宇美町にあります特別史跡大野城跡が665年に百済の高官の指導により築造され、その百済が現在の扶餘であることから交流が始まりました。

1986年（昭和61年）に宇美町の時代を担う少年少女が韓国を訪問し、現地におけるホームステイ及び交歓交流、視察研修、団体生活を通じて、相互の友情を深めながら国際視野を広めるとともに、事前研修や団体活動における規範意識の醸成、団体相互の連帯を確立し、今後の地域、団体活動に役立てることを目的といたしまして、第1回宇美町少年の翼を扶餘に派遣したところでございます。

1991年（平成3年）からは隔年ごとに宇美町少年の翼と扶餘サピ少年団のホームステイ方式による交歓交流を行い、2018年（平成30年）までの33年間で宇美町少年の翼の団員610名、扶餘サピ少年団223名の交流が行われております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 概略は分かりました。

次の質問に入りますけれども、少年の翼事業が廃止になった経緯について説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 少年の翼事業が廃止になった経緯についてでございますが、2019年（令和元年）に日韓問題の理由により当面の間、交流事業を見送る旨の申出が扶餘からございました。

これまでも日韓問題により事業が中止になったことや、交流事業に対する需要の減少が続いていることなどから、令和2年度に交流事業を廃止することについて扶餘へ訪問する予定としておりました。

そのような中、2020年（令和2年）4月2日に扶餘から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しているため、安全上の理由から令和2年度の事業を中止する旨の文書が届きました。

同年5月3日に当町より新型コロナウイルスが世界で猛威を振るっている状況から事業を中止せざるを得ない状況であること、前年度も交流事業が残念ながら中止になったことに加え、今後の交流事業についても見通しが立たないことなどの理由から、交流事業を廃止することについて相談をさせていただきたい旨の文書を送信いたしました。

その後、同年5月18日に扶餘から30年続いてきた事業が様々な状況により実施することが困難になってきているため、事業を廃止することに合意する旨の文書をいただきました。

そのため、新型コロナウイルスが終息した後には、交流事業を廃止するために扶餘へ訪問することとしておりましたが、2021年（令和3年）3月22日に新型コロナウイルスの終息がいまだ見えないことから、改めて扶餘へこれまでのお礼と渡航を断念し、文書をもって交流事業を廃止する旨の連絡を行い、終了しております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 再質問しますけれども、近隣の自治体でも韓国との交流を行っていましたけれども、新型コロナ感染症蔓延以降どのようなようになったかが、私はちょっと情報が入っていません。何か情報が入っていることがありましたらぜひ教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 近隣の自治体では、太宰府市さんが扶餘との交流事業を行われており、現在も継続されているというふうに伺っております。

そのほか新型コロナウイルス以前の話になりますけれども、過去に新宮町が韓国との国際交流事業を実施されていたと伺っておりますけれども、現在は実施されていないというふうな状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 少年の翼事業に関しましては、初期の頃は約100人規模での交流が行われ、徐々に団員数が削減されていったことを私も覚えております。

また、初期は毎年団員を派遣してありましたけれども、その後、終盤にかけては隔年交流になっていったとこういうふうに記憶しております。かなり長い時間・期間において継続された事業ではありましたが、その成果というものが思ったほど現れていないんじゃないでしょうか。この辺りが大変気がかりなところでございます。

他の自治体でも海外との交流を行っているところもあれば国内での交流事業や、例えば少年の船とかそういった事業を実施し、リーダー育成に力を入れているところもあります。参加者が交流事業に参加した後も継続して活動を続け、地域のリーダーや次の指導者として活躍されている

と聞き及んでおります。

こうしたことを踏まえ、次の質問を行いますけれども、少年の翼事業の成果はどのように捉えているか回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 少年の翼事業の成果につきましては、学年や学校が違う子どもたちが事前にグループ研修でテーマを決め、本やインターネットなどで調べる学習を行い、同じ目標に向かって意見交換や助け合いを行う中で集団活動の大切さを学びました。

研修の中では、中学生が中心となってグループをまとめるなど、リーダーとしての役割を担う子どもたちの育成につながったものも成果の1つであるというふうに考えているところでございます。

また、子どもたちが1人でホームステイし、ホームステイ先での御家族との生活をする中で、コミュニケーションの大切さ、語学の大切さなど、社会性や協調性も学んだことと考えております。

現在はインターネットなどにより、様々な情報を得ることができますが、実際に韓国の文化や歴史に触れ、宇美町との深いつながりなどを学んだことは、国際的な視野を広めるとともに、一層宇美町に対する理解、愛郷心も深まり大きな成果につながったものではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ちょっと回答が抽象的な感じになっていると思いますけれども、少年の翼事業を行ってこのような成果が現れていますよ。例えば、団体のリーダーや指導者として活躍されているなど、具体例として何かございましたらぜひ回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 先ほどの回答した成果に加えまして、目に見えての具体的な成果というのはちょっと難しいところがあるんですけども、国際事業に参加された子は、その後、青年団などにおいて活躍されたなどのお話は伺っております。

また、交流事業に参加された子が交流をきっかけに韓国語を学び、現在も継続してホストファミリーの方との交流を行っているというお話は伺っているところでございます。

当課といたしましては、国際交流事業の成果を、事後の取組につなげる仕組みづくりがうまくできなかったことが課題ではあるというふうには認識しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 青年団で活躍された方、それは私も存じておりますけれども、その方以外で目に見えてリーダーとして活躍されているという姿があまり目に映ってこない、情報も入

ってこない、その辺はかなり気になっているところでございます。

さて、言うまでもなく福岡県はアジアの玄関口として多くの外国人が訪れる県です。福岡県を訪れる外国人観光客は今後ますます増加していくことが予想されますし、福岡空港や博多港、博多駅からも近い宇美町の地の利を生かして海外向けのシティプロモーションも、今後進展していくと、この必要性を強く感じております。

宇美町にもまだまだ少ないですけども外国人観光客が訪れておられます。また町内の企業で働いている外国人も多くおられます。これらの方々が宇美町に来てよかった、宇美町で働き住んでよかったと言っていただけることが、今後の宇美町の国際化につながってくるものと思っております。

そのようなことを考えながら、宇美町の国際化の進展に思いをはせ、第7次総合計画をいま一度開いてみました。私も計画を立てる際の審議員になっていまして、指摘すべきだったと今さらながら反省しておりますけれども、国際化や国際交流といった国際という文字が、実は一文字も見当たらないんです。

今後人口が減っていきますよ、シティプロモーションも推進しますよと言いながら、国際化や国際交流に関して私を含め行政に関わる人間が、このことを意識していなかったことを反省しなくてはいけないなと思っております。

日本全体を見渡しても、今後海外とのつながりを見無視しては何も成り立たないことが容易に予想できます。こうしたことを踏まえまして、国際交流事業に関しましては海外に行った経験や外国人と触れ合った経験を生かして、地域のリーダーや職場のリーダーになっていく人材の育成が大切になってきます。

これらのことを踏まえまして、次の質問に入っていきたいと思いますが、国際感覚を身につけたリーダーの育成をテーマに今後の青少年育成を考えていかなければならないと考えていますが、少年の翼事業廃止以降に国際交流に関する検討は行ったのでしょうか。検討されていればぜひ回答していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 現時点では、国際交流事業に関する検討はちょっとまだできていない状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） たしか令和元年の3月議会定例会の一般質問でも、英語圏との国際交流が行えないかといった趣旨の質問がなされました。そのときに町長が、現行の事業の整理を行った後、新たな事業創設に向けた調査研究を行うと、こう明言されておりました。3年以上全く調査研究は進んでいないと理解してよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 扶餘との交流事業が終わってからは、国際交流事業に関する調査研究はまだ進んでいない状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 一切調査研究が行われていないということでございます。

ちょっと苦言を言いますけれども、一般質問の回答で調査研究を行うと回答されていますので、その案件についてはきちんと調査研究を行い、何らかの形でやはり議会に対して報告していければいけないと私は思っています。

町長が代わったからといって、ほったらかしはよくありません。議会答弁もその場しのぎで終わらせるということが最悪であると認識していただきたいと思っております。私も幾つかの項目で調査研究を行うと回答された案件がありますので、ぜひ調査研究を行った成果をお聞きすることを楽しみにしておるところでございます。

次の質問に入りますけれども、どのような事業を行うにしろ、現状をしっかりと把握することが大切だと考えております。本町の各種団体がどのような国際交流事業を行っているか把握されていますか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 先ほど議員のほうからお話がありましたけれども、日独スポーツ少年団同時交流事業のお話がありましたとおり、宇美町スポーツ少年団さんがドイツや韓国、中国とスポーツによる国際交流事業を行っているということは認識しております。子どもたちに貴重な国際交流事業の体験の場を提供いただいているということで、大変ありがたく思っているところでございます。

また、個別の活動につきましては、ボランティア団体に登録されておりますEnjoyさんが、以前、サニックスラグビーの国際交流事業で通訳などの支援活動をされていたというふうには伺っております。

そのほか、フレンドシップ英語さんにつきましても、以前国際交流の通訳などで支援活動をされていたということは伺っておりますが、現在は国際交流に関する活動は行われていないというふうには伺っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今、回答の中にありましたけれども、宗像市のグローバルアリーナでサニックスワールドラグビーユースが開催されています。ニュージーランドや南アフリカのチームが宇美町を訪れ、須恵高校とか宇美南中学校、太宰府の少年ラグビーチームと交流を行っておりました。Enjoyさん、この団体が受け入れの企画等をされていましたが、コロナ禍

が長く続き一時は活動を途絶えるということがあったと思いますけれども、そこに対してやはり行政が何らかの支援を行うことで交流が復活することも考えられます。せっかくシティプロモーション課や地域コミュニティ課も設置され、町民へのサポート体制も今後充実してくるんじゃないかなど、こういった期待も寄せているところでございます。

話は変わりますが、少々私の昔話をしたいと思っていますけれども。

私も若い頃、町を歩いていますとよく外国人に話しかけられました。何か困っているようで、私を見かけると話が通じそうな人がやっと思つたと言わんばかりに駆け寄ってこられていました。そのたびに私は石のように固まってしまい、何も話すことができませんでした。実は私、外国人恐怖症だったんですね。私も若い頃にこういった国際交流を経験していれば、何か変わったんじゃないかなという気もしています。ちなみに今はスマホの翻訳機もありますので、何とか意思疎通はできているところなんですけれども。

また先日、日独交流を行ったんですけれども、高校生のリーダーたち、すごく感心しました。ドイツ団と出会った瞬間から「あなたと会うのをずっと心待ちにしていたのよ」とか、「これから楽しく交流しようね」と言いながら、ハグをしながら英語で話していました。バスの中でもずっと会話が弾んでいました。その姿を見た中学生のリーダーたち、先輩かっこいい、自分も英語を勉強して自由に意思疎通をしてみたいというふうな感想を寄せてくれていました。

少々余談になりましたけれども、中学生、高校生の時期に国際交流を経験することの大切さを、今回、改めて実感することができました。

また、この質問を思い立ったきっかけとして、令和6年度から宇美町子ども会育成会連絡協議会が活動を休止するというのを聞き及んでおります。リーダー育成にも力を入れてこられたけれども、今後どのようなようになるか非常に不透明であります。社会教育課がリーダー育成事業に関しては引き継がれるという話も聞き及んでいますけれども、その点も踏まえて、次の質問を行いたいと思います。

町内の社会教育関係団体ではリーダーの育成に力を入れていますが、リーダー育成の観点から国際交流事業を計画できないか、ぜひ回答していただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） まず初めに、令和6年度から宇美町子ども会育成会連絡協議会が活動を休止されるということのお話がありましたので、現在の状況について回答させていただきます。

御存じのとおり、宇美町子ども会育成会連絡協議会につきましては、野外活動や集団活動、異年齢交流など体験活動を通して、将来、地域で活躍できる人材を育成することに御尽力をいただ



いているところでございます。

残念ながら、令和5年度をもって活動を休止される予定であることから、現在、宇美町子ども会育成会連絡協議会と定期的に協議を行い、これまで取り組んでこられましたジュニアリーダー、またシニアリーダーの育成を引き継ぐことを前提に、今後どのように取り組むべきかなどの検討を行っているところでございます。

次に、リーダー育成の観点から、国際交流事業を計画できないかという御質問についてでございますけれども、これからの国際化時代を生き抜く子どもたちを育成するためには、豊かな国際感覚や感性などを高めるために、国際交流に参加できる機会を提供することは非常に大切であるというふうには認識しているところでございます。しかしながら、交流先をはじめ、事業の形態、事業費など様々な検討を行う必要がございますので、例えばでございますけれども、国、県が行っている国際交流事業の活用をはじめ、また民間企業や関係団体など、そういったところと連携を図り、国際交流事業に関する調査研究を行い、検討を進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 少年の翼事業は企画から、指導者や団員の人選も含めて全て町が行っていたんじゃないかなと認識しております。そのようなやり方もありますけれども、先ほど回答された民間企業や関係団体としっかり連携しながら行うという方法もあります。ぜひ、しっかり調査研究をしていただいて、活用できるものはしっかり活用していく、こういったことも大切ではないでしょうか。

また、各種団体が取り組んでいる国際交流事業へのサポートを行っていくことも、町が行う国際交流活動の1つの形であると考えておりますので、どのような形態になるにしろ、今後、国際交流活動が活発化していくことを願っております。

次の質問に入りますけれども、英語圏やヨーロッパ諸国との国際交流事業も検討してもいい時期に入ったと私は考えておりますが、見解を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 次世代の宇美町を担うリーダー育成を前提とした英語圏やヨーロッパ諸国との国際交流事業の検討についてでございますけれども、これから国際化時代を生き抜く子どもたちを育成するために、国際的共通語であります英語によるコミュニケーション能力を身につけることは大切であるというふうには認識しております。しかしながら、言葉だけでなく異文化や習慣に触れ、国際的視野を持ちグローバルに活躍できる人材の育成を目指すということは重要であるというふうには思っております。また、国際交流事業の成果を、先ほどお話ししましたけれども、事後の取組や活躍できる場につなげる仕組みづくりというのは、併せて検討する必要がある

あるというふうには思っております。

現時点におきましては、英語圏やヨーロッパ諸国に限らず、そのほかの地域も含めて、国際交流事業について調査研究を進めていきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そうですね。私も若い頃にニュージーランドに国際交流に行ってきました。ちょうど秋だったんですけど、向こうでは桜が咲いていたんですよ。時差もないし、そういうニュージーランド非常に治安もいいし、こういったところ、ぜひおすすめなんで調査研究の1つの材料にさせていただけたらなと思っております。

最後に、町長に今後の青少年の国際交流事業の在り方に関しての町の方針なり、お考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 先ほど来出ております、宇美町少年の翼事業が1986年から2018年まで33年間という長きにわたり、韓国忠清南道扶餘郡との教育庁との交流をして宇美町から610名の子どもたちが派遣されております。また、韓国からは223名を受け入れるということで交流を続けてきたわけでございます。私も事務局職員として、子どもたちと一緒に扶餘に行ったことがありますので、その内容については十分認識、承知をしているところでございます。

第1回の宇美町の少年の翼を派遣したのが、1988年のソウルオリンピックが開催される2年前でございますので、準備はもっと前から実施をしてきております。現在のように、日本と韓国が頻繁に往来する前でありますので、先人たちの御苦勞が容易に想像ができるわけでございます。

そのような経緯で交流が続いてきたわけでございますけども、一定の成果を見たということで2018年にこの事業が終了になったものと考えております。

私なりにこの事業を総括いたしましたときに、異国の歴史や文化を体験する目的については達成したというふうに思っております。また、ホームステイなどを通じて、外国の友達ができたとしたことについても達成できたのかもしれませんが、ただ、決定的に欠けていたのが、リーダーの育成という視点であったのではないかなというふうに思っております。

事業が終了すればそれで終わりだという、どちらかというと打ち上げ花火的な事業になっていたのではないかと、この事業に関わった携わった一人として、自戒を込めてそういうふうにお話しております。

大きな成果を上げてきたことに間違いはないわけでございますが、例えば、先ほど来出ておりますが、団員として参加した子どもたちが高校生や大学生になったとき、引率指導者として参加するようなプログラムになっていけば、また新しい形の交流につながっていたのではないかと

うふうに思っております。

大人がこの事業の全ての内容を決定するのではなく、高校生や大学生が引率指導者となり、団員の指導をはじめプログラムの企画運営を任せることで、リーダーシップにつながっていったのではないかというふうに思っております。

先ほどありました日独スポーツ少年団同時交流事業で、来日中のドイツ団、指導者のフレデリック氏をはじめ16歳から20歳までの6人で構成されたドイツ団の皆さんの表敬訪問を受けたところでございます。

教育界でよく生きる力とか、確かな学力とか耳にするわけですが、非常に抽象的な言葉で表現されているように思います。それぞれに定義づけていただいて構わないわけですが、私が考えている生きる力とは、人の意見を聞いて自分の意見を述べることであるというふうに思っております。

彼らと1時間近くディスカッションをしまして、私が感じたことは、人の意見を聞いて自分の意見を論理立てて述べることができると、しかも他人の意見に引っ張られることなく自分の意見を述べているというふうに感じました。まさに私が考えている生きる力であったように思います。

日本人だと、どちらかという短文かつ前の人を指して、私も誰々さんと同じ意見でというふうな前例踏襲的な意見が多いわけですが、彼らは私の問いかけにも目を見て聞き入り、その問いかけに対して、自分の考えを理路整然と述べる姿に非常に感銘を受けたわけでございます。

お尋ねの今後の青少年の国際交流の在り方につきましては、国際感覚を持った次代の宇美町、もっと大きく言えば日本を担うリーダーの育成の御提言であろうというふうに思います。

時代の流れの中で出てきた新しい課題解決、また宇美町少年の翼事業が成し得なかったものをもう一度取り戻すためにも、青少年のリーダー育成事業の再構築をしたいというふうに思っております。

ただ、ここでの国際交流というのは、語学を身につけるだけのものであっては駄目だというふうに思っております。語学だけで自国の歴史や文化、アイデンティティーを語れなければ、それは意味がないというふうに思っております。

ふるさと宇美を誇りに思えるまちづくりを進めるためにも、自国の歴史や生まれ育った宇美町の成り立ちなどを学びそれをバックボーンとして、他国の同世代の人々と堂々と語り合い、議論することができれば、それはすばらしいことではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、教育委員会の所管になろうと思います。社会教育委員の会や教育委員会がございまして、まずはそこでしっかり議論、調査していただき方向性を出すように指示

していきたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 大変前向きな回答を得られたことに敬意を払いたいと思っております。

町長への表敬訪問、企画したことが今後の宇美町の青少年にとっても大きな一歩になったんじゃないかなと、こう思っております。ぜひ、今後の調査研究に対しても期待をしたいなと思っております。

これで、1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 続けて、どうぞ。

○議員（4番 丸山康夫） 2問目は、学校教育施設のトイレ改修の進捗、推進は。とサブタイトルに学校のトイレをきれいにして学力アップを。と題して行いますので、よろしく願いいたします。

最初に、この質問を行おうと思った経緯について説明させていただきますが、直近5年ぐらいですかね、町立学校や社会教育施設、役場庁舎のトイレ改修が進められてきました。特に、学校教育施設のトイレ改修は着々と進んでおりまして、きれいで使いやすいトイレになったと子どもたちや保護者から喜びの声が届いています。

また、町立学校の子どもたちの学力も、私が議員になった当初は、福岡地区ではかなり低いほうでございまして、現在も決して高いとは言えませんが改善の兆しが見えてきています。

後ほどお尋ねしますが、トイレ改修と子どもたちの学力には確かな因果関係があると私は考えています。また、現在、全国で大きな課題となっている不登校問題についても、学校のトイレが使いづらいために学校に行きたくないという子どもたちもいるんじゃないかなと懸念しております。そういう子どもたちや保護者にとっては、一日でも早いトイレ改修が行えることを希望されていると思っております。

また、近年、異常気象により災害が頻発しており、今年も複数回避難所が設置されました。武道館やうみハピネスなどの施設が第一次的な避難所に指定されていますけれども、被害が拡大してくると学校施設も避難所として指定されます。中央公民館や住民福祉センターのトイレは改修済みで、武道館のトイレも間もなく改修に着手されると聞きを及んでおります。勤労者体育センターは未改修施設として残りますけれども、ここも改修工事を検討する時期に来ているんじゃないかなと思います。

残りは学校施設となりますけれども、1日や2日ぐらいの短い期間の避難ならば、いろんなことも我慢できますけれども、避難が長期化することもあり得ます。避難が長期化してくると、トイレが使いづらい、臭い、汚い、そういった理由で避難をためらう住民の方々もおられるんじゃないでしょうか。

私は、学校に行くと必ずトイレチェックを行うようにしております。先日、井野小学校の体育館に行きましたけれども、とにかく臭いんですよ。鼻をつまんで用を足さないといけないような状況でした。利用者の方々も、もうたまらないと言っておられました。とてもじゃないですけども、避難所として使用することはできないなと感じたわけです。ぜひ、執行部の方々も確認していただきたいなと思っております。

こうした背景を踏まえて、学校教育施設のトイレ改修の進捗状況及び今後の改修方針についてお尋ねしていきたいと思っております。

初めに、学校教育施設のトイレ改修の現状をお尋ねします。できましたら、年度ごとに順を追って説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 学校のトイレ改修事業ということで、現在、学校のトイレ改修事業につきましては、学校施設の長寿命化計画の下、校舎外壁等改修や体育館外壁等改修と合わせて順次実施をしておるところです。

校舎トイレにつきましては、年度を追いますと平成14年度に原田小学校、平成15年度に宇美東小学校、平成19年度に宇美中、平成30年度に宇美小、令和2年度に桜原小学校がそれぞれ改修を終えており、校舎トイレとして残っているのは、井野小学校と宇美東中学校の2校となっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 続きまして、本校舎だけでなく、体育館のトイレについてもお尋ねしたいと思います。

特に、災害時の避難所に指定されている学校教育施設でトイレ改修が行われていない施設、どこになりますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） まず、体育館トイレにつきましては、年度を追いますと、令和2年度に宇美中、令和3年度に桜原小学校、令和5年度、今年度になりますけども宇美小学校と宇美東小学校を改修しております。残っているのは原田小学校、井野小学校、宇美東中学校の3校となっております。

なお、来年度につきましては、宇美東中学校の校舎トイレを改修予定としておりまして、その後については、宇美東中の体育館トイレそれから原田小学校の体育館トイレ、井野小学校ということで順に計画をしておるところです。

お話の避難所に指定されているというところは、宇美東中学校の体育館と井野小学校の体育館の2つとなっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 大体把握できました。

続きまして、トイレ改修の財源についてお尋ねしたいと思います。

トイレの改修を行うにも多額の財源が必要になってきますけれども、国の補助金や起債のメニューも増えてきているんじゃないかなと思います。これ、ちょっと詳細に回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 財源につきましては、国の学校施設環境改善交付金を利用するほか、地方債としては、学校教育施設等整備事業債を通常使っております。率としましては、国の交付金が、工事費のうち補助対象額の3分の1、地方債については充当率75%となっており、そのうち30%が後年、普通交付税として措置される見込みとなっております。

ただし、今現在、先ほども言いました宇美東小学校の体育館のトイレの改修においては、国の補助金が少ないこと、それから避難所のトイレということもあり、緊急防災・減災事業債が使えるということでしたので、国の補助を使わずに、緊急防災・減災事業債のみを利用することとし、町の負担を少しでも減らすように努力をしているところです。この率としましては、充当率が100%で、交付税の措置が70%というふうとなっております。

このように、国の交付金や起債メニューなど、適宜、企画財政課と協議を行いながら、少しでも有利な条件を探して利用しているというような状況です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） その辺はぬかりなく企画財政課とやってあると、ここはそう思っていますけれども。

次の質問に入っていきますけれども、9月の定例会において——今議会において、宇美町ふるさと応援基金条例が提案されております。これまでふるさと納税をしていただいた大切な寄附金が何に使われているのかというのが非常に分かりづらい仕組みでございました。私も何年も前から基金条例をつくって、寄附をしていただいた方の意思を尊重すべきだと主張し続けておりましたので、この点では大変満足しておりますし、今後は寄附金が何に使われたのかが明確に分かる仕組みになってまいります。つまり事業費の財源に明確な色をつけ、寄附項目に沿った管理も行われていくこととなりますので、この仕組みをしっかりと有効活用していくべきだと考えております。

今年は少なくとも寄附総額5億円は達成できると思いますし、シティプロモーション課も設置され、ふるさと納税に専念できる職員も配置されると考えております。令和2年度以来の6億円達成も夢ではなくなったとあって期待をしています。

そのふるさと宇美町応援寄附金の使い道として一番多く寄附されているのが、子育て・教育環境整備事業ですね。この項目の説明を見ますと、学校施設の老朽化に対し安全で快適な学習環境を維持するため計画的な整備を行っていると、こう明記されています。これは明確に使い道が示されているということになります。宇美町ふるさと応援基金条例も可決、成立しましたので、その趣旨に沿って運用されていくべきじゃないかなとこう思っています。

先ほど財源についてお尋ねしましたがけれども、今後のふるさと宇美町応援寄附金の財源とする基金、学校のトイレ改修にどのように生かしていこうと計画されておりますでしょうか。ぜひ、回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） それでは、企画財政課より回答をさせていただきます。

学校のトイレ改修につきましては、先ほど議員言われるように、子育て・教育環境整備事業として、宇美町ふるさと応援基金の活用が可能と考えております。

現状といたしましては、本9月議会で宇美町ふるさと応援基金条例を可決していただきましたので、今後基金を積み立ててまいります。予算編成等におきまして、基金の積立状況やその他事業の状況を精査し、決定することといたしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 残りの施設、トイレ改修が終わっていない施設もあると思いますけれども、最近ここ4年ほどで町立学校の学力、これは大きく改善されたと思っております。私のイメージでは、令和4年度で県平均や全国平均、この項目で県平均や全国平均を小中学校ともに上回るんじゃないかなと思っていました。令和5年度で全国平均を100とした場合、105ポイントぐらいに達成できるんじゃないかなと思っただけに、多少不満は残っているんですね。中学校にはもっと頑張っただけかなきゃいけないなと思っているわけなんですけれども、このように多少不満はありますけれども、子どもたちの学力、かなり上がってきたことは間違いありません。

そこでお尋ねしたいと思います。教育委員会として、トイレ改修と学力の因果関係をどのように捉えているのか、ここを回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） トイレ改修と学力の因果関係について、私どもも研究、また検証したような文献等をちょっと探しましたが、実は、トイレについてはちょっと見つかりませんでした。

それで、その中で、文部科学省が公表しているトイレに関する結果というものがあまして、

それが、トイレ改修による教育環境向上の効果例ということで3つ示されておりました。

それをちょっと紹介したいと思います。1つ目は、健康面の改善ということで、児童生徒がトイレに行くのを我慢したり避けたりすることがなくなって健康が改善される、これにより学習に集中ができるのではないかとこの結果が報告されています。

2つ目は、経費の節減です。トイレの設備を更新することで、水道料金が減少するといった効果が得られるようです。

また、3つ目については、衛生面の向上、和式から洋式便器への変更や床を湿式から乾式にしたり水栓の自動化により衛生環境が改善され、感染症予防にもつながるとのことです。

その他、子どもたちの意識が高まり、トイレを大切に使うようになった。トイレだけでなく校舎全体も大切に使うようになるなど、学校施設への愛着を持つきっかけになったという報告も上がっており、トイレ改修の波及効果は大きいものというふうに考えております。

学力向上に関しましては、教育委員会としましても様々な観点から分析を行い、学校とのヒアリングを行いながら、学力向上に向けた対策等を毎年行っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そうですね。先ほど回答の中に含まれていましたトイレ改修による教育環境向上の効果例、これ文科省のホームページに上がっています。この中では、幾つか言われましたけれども抜けている点で、これまではトイレに行くことを我慢していたが、我慢することが激減したと83%の児童生徒が回答している、これはすばらしいなと思えました。また、学校を早退する児童生徒の数が、トイレ改修後には、ある自治体では275人から116人に激減したと、お腹が痛くなった、早退したい、先生早く帰らせてというのが激減した、トイレが自由に使えるということですね。こういった回答もこのアンケートの中に記載されております。

このように、やっぱりトイレ改修というのは、子どもたちの学校での暮らし、物すごく影響があるんですね。そこは否定されないと思いますし、今までの取組の成果も学校の先生方からの声を聞いたりする中で実感してあるんじゃないかなと、こう思っているところでございます。

冒頭にも述べましたけれども、学校施設、避難所にも指定されております。学校のトイレが臭い、汚いという理由で避難をためらう住民の方もおられるとすれば、これは大きな問題じゃないかなと思っています。

財源の話も先ほどいただきましたけれども、以前はお金がありませんと大体こう先延ばしするとか、そういったところにはいつも枕言葉に述べられていましたね。財源にしろ、ふるさと宇美町応援寄附金がそこに充てられる、基金化もきちんとされますんでね。充てられる、これからはお金がない、これは言い訳には絶対にならないというふうに思っています。



先ほども述べられたように、トイレ改修が子どもたちの環境改善にすごく影響がある、これもよく理解しておるところでございますけれども。

最後の質問として、私は現在の改修計画を前倒ししてでも、学校教育施設のトイレ改修を一気に進めるべきじゃないかなと考えております。ここはぜひ、原田副町長に見解を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） 御指名でございますので、私から回答させていただきたいと思います。

私も職員時代は学校教育課長も歴任し、子どもたちが学校生活を過ごす上でトイレの問題は切実であり、大変重要であるというふうに認識しておりますし、改修による効果が大きいことは実感してきたところでございます。ゆえに、率先して改修工事等を実施してまいりましたが、現在も計画に沿って順次進めております。この先も着実に実施できますように取り組んでいきたいというふうに思っております。

丸山議員からは前倒し実施との御提案でございますが、子どもたちや利用者のためにはぜひともそうしたいということはもちろんでございますけれども、学校施設に関しましては、先ほど担当課長が申しましたように、校舎や体育館の外壁、内部改修などの課題もあり、今後も計画に沿って順次実施してまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

実施に当たっては、財源の確保や職員体制も課題となっております。そうしたことから、当町では、昨年度から大型事業ヒアリングを実施しております。本年度は令和6年度から令和13年度までの8年間に実施を予定する事業が対象で、おおよそ40事業に及びます。不確定な要素がありますので、詳細な説明は控えさせていただきたいと思いますが、学校施設のみならず、社会教育施設などの公共施設や道路整備、システム改修など多岐にわたっております。それに加えて新たな行政課題への対応も必要になることが予測されます。このヒアリングを通して、今後の財政状況等を勘案し、事業の平準化を図りながら事業実施年度を検討してまいります。

今後も、子どもたちが学校において安全に安心して過ごすことができ、学習に集中できる環境づくりに取り組んでまいりますので、御理解、御支援をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 前倒しということも述べましたけれども、なかなか課題も多いかなと思っております。そういった中で、職員体制がやっぱり脆弱であるということも聞き及んでいるところです。学校教育だけでこの大きなプロジェクトをやるのもなかなか難しいでしょうから、そこに対する職員のサポート体制、管財課とか、そういったところがしっかりサポートしつつやっていただければありがたいかなと、もしかしたら1年ほど前倒しもできるんじゃないかなとも、

こう思っています。

それと、ちょっと遡りますけれども、ぜひ学校の先生とか、校長だけじゃなくて一般の先生であつたり、生徒たちそして保護者の方々、そういったところからやっぱりしっかり意見とか聞いていく、こういった機会をたくさん設けていただくということが大切じゃないかなと思っ  
ていますし、意見を聞いてフィードバックしていく、そうすると、宇美町のこういった計画に対する理解も深まっていくんじゃないかなと思っ  
ているところです。

宇美町が本当に子どもたちのことを考えて、トイレ改修であつたり、施設の改修に本当に力を入れている、ここがもっと町民の方々に伝わっていくといいんじゃないかなと  
こう思っていますので、ぜひそういった宣伝活動、そして計画がぼつと見れるように、検索したらすぐ見れるように分かりやすいような表示の仕方、そういったことができてくると町民の方々が宇美町の行政に対する信頼感もアップして  
いくんじゃないかなとこう思っています。

なんにしろ、子どもたちの時代になる未来が明るくなることを祈りまして、私の一般質問を終  
結いたします。どうもありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） ただいまから11時5分まで休憩に入ります。

10時53分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 3番、高橋紳章です。今日の一般質問は公園に関する質問をしたいと思  
いますので、よろしく願いいたします。

コロナ感染が5類に軽減されてから、いろんな場所でのイベントなどが開催され、にぎわい  
を取り戻しているところでございます。近隣の公園においても親子連れが夏の日差しを浴びながら  
楽しく過ごしている光景が見受けられました。

当町においても様々な公園が存在していますが、親子が楽しく遊べるような場所が非常に少  
ない。昨年度より公園に関しては幾つかの質問もさせていただきましたが、今ある財源の有効活用  
をしながら魅力ある公園づくりを目指し、整備していきたいとのことではあつたが明確なビジョ  
ンが見えてこない。

今後、計画を見直すのであれば、若い世代またはZ世代とも言いますが、親子が安心して集  
える場所の必要性が問われると思います。産み育てるなら宇美町がいいと言われるようなまちづく

りにするためにも、既存の公園を利用した憩いの場の整備の早急な実現を願い、今から幾つかの質問に対して将来性に希望が持てるような回答をお願いいたします。

まず最初に、団地内にある小規模の公園や遊具や砂場がありますが、設置当時から一度も整備されていないのではないだろうか。特に砂場などについては、子どもが遊びたくても現状では遊べる状況ではない。まずは、それらの管理状況がどのようにされているかを教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） 町内には97か所の都市公園、広場、旧児童遊園があり、これらの公園にはブランコや砂場等の単体遊具143基、複合遊具6基が設置されております。これらは環境課で管理を行っております。

遊具の管理状況につきましては、子どもたちが安心して利用できるよう公園施設の点検整備に特化した公園施設安全管理士の資格を有する業者を選定し、定期点検を毎年1回実施しております。

また、自治会長や公園利用者から遊具の不具合等について連絡があった場合には、職員による現地確認を行い、遊具の劣化や損傷具合を把握するように努めております。

次に、砂場につきましても、毎年実施している定期点検の項目に入っており、管理につきましては議員がおっしゃる猫などのふん尿などにより砂場が汚れた場合につきましては、以前は清掃を行っておりました。しかしながら、砂場がきれいになると以前にも増してふん尿被害が増えたとの苦情があったことから、現在は自治会からの要望があった場合に砂の入れや清掃を行っております。

地域により公園内施設のニーズも様々でございますので、今後につきましては、地域の事情を鑑みながら対応していく必要があるものと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） それでは、砂場の状況については、自治体の要望がない限りはしないということのようでございますが、今後どのような対策を考えてられるのか。せっかく砂場がございますので、それを有効活用していただければと思っております。例えば野良猫サンドとかというような対策グッズがあるのを活用は考えていないか、お答え願いますか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 砂場のふん尿被害対策といたしましては、猫よけシートやフェンスといった様々な製品がございますが、シートとなると砂場の利用が終わった後にシートを張っていただくなど利用者からすると利便性に欠けます。フェンスにつきましても、一定の高さが要するなどのことから、御紹介いただきました猫よけサンドのこの効果といったことを検証していくことは必要かと考えております。まずは、試験的に使用してみて、その効果を検証しながら対策を講

じていきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ぜひともよろしくをお願いします。

それから、あと遊具について、さびが発生したりベンチの金具が外れていたりとかいう光景が見受けられますが、そのような老朽化している遊具を新しく整備する計画を教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 次に、老朽化した遊具の整備計画でございますが、宇美町では宇美町公園施設長寿命化計画を策定しており、これに基づき社会資本整備総合交付金を活用しまして、老朽化した遊具の整備更新を行っております。

また、先ほど触れさせていただきました毎年1回実施しています定期点検の判定結果を基に、地元自治会の聞き取りを行った上で現状に即した整備を行っております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 新しい器具なんかの整備の設置計画は分かりましたが、現在ある器具の修繕等の状況はどのようになっているかお答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 先ほどの言葉と一部重複いたしますけれども、定期点検の判定結果や自治会の意向を聞き取りながら、安全確保のため部分修繕を行い、引き続き遊具が利用できるようにしております。遊具に限らずベンチにつきましても、職員による現地確認を行い、損傷具合を把握しながら修繕可能なものは修繕を行うようにしております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） それでは、ぜひとも遊具に関しては、さびなんかがあって子どもたちがけがをしたりとかする場合がありますので、早急にそういうような修繕のほうはやっていただきたいというふうに願います。

続きまして、昨年9月の定例会において、林崎公園で遊具施設の横の樹木がある芝の広場周辺を憩いの場として活用できないかということをお願いしていました。今後整備していくようなことがあった場合は、その場の環境整備、管理はどのようにお考えになっているのか回答を願います。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 昨年9月定例会の一般質問におきまして、高橋議員より公園、林崎公園園路側の樹木付近にベンチやテーブル等を設置して、憩いの場として整備できないかという御質問を頂いたところでございます。

その後の対応といたしましては、ベンチを昨年の11月に林崎公園テニスコート側の園路付近

に設置したところでございます。そのような中、それまでに利用者がベンチを複合遊具のそばに移動させ、そのまま放置している状態が複数回見受けられたところでございます。現在は元の場所に移動しており、注意喚起の表示を上げているところでございます。

今後、林崎公園に限らず町内の公園にベンチやテーブルを含め新たな施設を設置する等の環境整備につきましては、現在都市整備課が策定を目指しております宇美町全体の適正な公園配置や個別の整備計画等を定める基本計画の策定を基に、時代の流れとニーズに応じて計画的な整備が必要であると考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 今、遊具の前にベンチが移動させられたりということだったんですけど、やはり利用者が休憩、親が来て休憩する場所がない。遊具があるけどもない。だから、その辺にそういうふうな必要性があるものをできるだけ早急に、できるものから整備していただければと思います。回答は要りません。

続きまして、その周辺の草刈り、芝公園の部分に草が非常に生えてますけども、草と剪定関係ですね、そのような状況はどういうふうになっているかお答えください。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 草刈り等でございますが、園内の除草、清掃を年8回、草刈りを年2回、中低木の剪定を年1回実施しております。多目的広場の草刈りにつきましては、今年の7月末に草刈りを実施したところではございますが、昨今の異常気象により草の伸びの早さが尋常ではない勢いで伸びており、現状では草を刈る前の状態と同じようになっております。自治会等草刈り等の時期につきまして協議を行ってまいるようにしております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） よろしく申し上げます。

続きまして、昨年的一般質問提案していただきました南町民センター横にある芝公園を土日のみであります開放していただき、また宇美町広報にも開放日のお知らせをしていただき、ありがたく思っております。

そこで、まず現在、南町民センターの利用者で親子連れの方々がどのように利用されているか状況をお答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子） 竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一） 南町民センターの芝生広場の利用状況についてでございますけども、令和5年4月から子どもたちの遊び場に供するため、公的行事や地域行事が入っていない日に限り、毎週日曜日に宇美南町民センターの芝生広場を一般開放しております。

利用状況につきましては、11時、14時、16時と1日に3回目視により集計しており、こ

れまで4月から8月27日まで合計21日開放し、延べ168名が利用されております。利用人数はその日の天候によって大きく変わりますが、晴れの日ですと15名から20名の方が利用されているという状況でございます。

内訳につきましては、子どもが117名、大人が51名、割合については子どもが約7割、大人が3割といった状況です。利用されている内容については、主に子どもたちがボール遊びをされているという姿がよく伺えるという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ありがとうございます。芝公園は非常にお子さんたちには遊びやすい公園だと重視しておりますが、もっともっとあの場所を数多くの方が利用していただくようお願いしたくて、次の場所や時間をもう少し拡充する考えとかいうのはありますか、お答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 時間や場所の拡張についてでございますけども、時間については日没に合わせて4月から9月は8時半から18時まで、また10月から3月は8時半から17時までという形で運用しております。照明設備がないことや主に子どもたちが利用しているということから安全面を考慮して、時間や場所の拡張は今のところ考えていないという状況でございます。

また、一般開放日を増やすという考え方につきましては、土曜日は緑のグラウンド開放事業により町内の子ども、またスポーツ団体が利用されているという状況でございます。施設利用者のことを考えますと、今後も日曜日に限定した形で開放していきたいというふうには今考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ぜひとも数多くの多くの方が利用できるような環境づくりをやっていたきたいと思えます。

続きまして、4番目でいきますが、一本松公園についてですが、私も何度か孫たちを連れて公園に行ってきました。非常に環境にすばらしいところで水遊びもできて多くの家族連れや若い人たちが訪れていました。孫たちも非常に喜んで、1日中楽しい遊びをしていました。

この一本松公園を宇美町のシンボリックな場所にするためにも、もっと環境整備が必要ではないかと思えます。特に昭和の森、猫石側のキャンプ場は現在バンガローが使用できない状況であります。であれば、その辺一体を再整備し直して、親子連れが楽しく遊べるようなキッズパークに整備できないかということについてお答え願います。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 公園整備計画につきましては、都市整備課が所管をしておりますの

で、私のほうから回答をさせていただきます。

一本松公園のバンガローにつきましては、老朽化が進行しており安全な利用ができないことから、一本松側、猫石側両方のバンガロー計25棟を運用を休止をしております。

一本松公園は、先ほど議員御紹介いただいたとおり自然な原形を維持しつつ公園として整備をされておまして、町内に限らず県内から多くの方が訪れる人気スポットとなっております。

公園につきましては、さきの令和4年の3月の定例会、それから6月の定例会及び常任委員会におきまして、子どもの遊べる場所、公園づくり、一本松公園の利活用など多くの質問を頂いているところでございます。

宇美町全体として公園のニーズが高いことや各地域の周辺環境など利用状況が異なるため、それぞれに御要望が上がっていることも承知をいたしております。

第7次総合計画に定めております一本松公園の整備について施策を掲げており、子育てしやすいまちの実現に必要な親子が遊べる公園環境の整備は重要であるというふうに考えております。

また、昨今のアウトドアブームにより需要が高まっております一本松公園を活用した集客施設としての公園整備等も課題でございます。

御提案をいただきました猫石側のバンガロー付近、それからキッズパークの整備でございますけれども、遊具などを含む子どもが遊べる環境整備についてですけれども、局部的な整備にとどめるのではなくて、一本松公園全体の整備が必要であると考えております。

今後の方針でございますけれども、公園整備に必要な財源となる国庫補助の対象にするためにも、一本松公園に限らず宇美町全体の適正な公園の配置、それから個別の整備計画などを定めます基本計画の策定が必要となっております。

一本松公園の整備につきましては、その基本計画を基に総合計画に定める施策の実行や時代の流れとニーズに応じてキャンプエリア、それから子どもが安心して自然と触れあえる遊びの環境整備、エリアを設けて整備を進めていく必要があると考えております。

また、ニーズ把握のためにアンケートの実施や水洗トイレ建設時に設置をされておりました一本松公園基盤整備懇談会などの設置を含めて多くの御意見を参考にさせていただき、複合施設として安全かつ快適に利用できる皆さんが満足していただける公園計画を立てていきたいというふうに考えております。

そこで、まずは令和6年度に基本となる計画の策定を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ぜひとも猫石側のキャンプ場を生かしていただきたい。私の話になりますけれども、過去にもコロナ前に猫石側のキャンプ場に2年連続でリヤカーキャンプですね。井

野小学校の子どもたち連れてキャンプしに行きました。非常に蚊も少ないとこで子どもたちも伸び伸びとキャンプを楽しんでおりましたので、ぜひともその辺りを生かしてもらって早急に計画を立てていただきたいというふうに考えております。

続きまして、次の質問に入ります。令和5年6月20日に当町において福岡県のラグビー協会様と調印式が執り行われました。それに伴い今後は宇美総合スポーツ公園、またはゆりが丘中央公園となっておりますが、利用頻度が多くなるのではないかと考えられますので、その辺の周辺の南側斜面できたら遊歩道のある面、今草刈りをちょっとされていましたが、非常に景色のいいところで草を刈ると非常に見晴らしがいいところでしたけども、遊歩道に植栽などの整備とか、しいて言えば今現在ある第1駐車場、あそこを整備し直して子どもの遊べる公園に整備できないかということに関して回答をお願いしますか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） これも公園整備計画でございますので、私のほうから回答させていただきます。

まず議員が御質問いただきましたゆりが丘中央公園でございますけれども、平成10年3月31日に告示をされました敷地面積4万7,057平方メートルの都市計画公園である地区公園の名称が、ゆりが丘中央公園でございます。

この公園につきましては、利用形態には御承知のとおり宇美町総合スポーツ公園として陸上競技場や——陸上競技及びサッカーなどの球技に利用されております。公園の一部を社会教育施設として管理運営をさせておるところでございます。

今議員御提案のまず駐車場、それからのり面というところの公園整備でございますけれども、陸上競技場のまず附帯施設として駐車場、それからのり面等もございまして、駐車スペースは競技者の利用の利便性を考えるとやっぱり重要な施設であるというふうに考えております。駐車場周辺ののり面につきましては、子どもが遊べるような安全な範囲というのが限られておりますので、なかなかこの整備というのは難しいというふうに考えております。

それから、草刈りをされている緑道付近でございますけれども、ここに植栽というお話でございましたけれども、こちらにつきましては、のり面という特性を考えますと、植樹もしくは施設を設置するというのは安全対策上好ましいものではないというふうに考えております。

ただ、御提案の植栽ということに限って申し上げますと、公園管理の中で遊歩道境にプランターとかそういったものを設置して、のり面に影響を与えない範囲での緑化というか花の設置などは可能ではないかというふうに考えておりますが、そういったものも検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。



○議員（3番 高橋紳章） 僕も正直言って、あそこの現場に見に行ってきたんですけども、遊歩道があると正直知らなかったんですよ。あの辺りは、まず直線の遊歩道があって競技場の方から遊歩道を見上げますと非常に景色のいい緑豊かなのり面が見えるんですね。そこにやはり季節柄、例えば春になれば桜が一面に咲き乱れるとか、5月になればツツジが非常に見られるというような光景が見られれば、かなり競技場に來た人たちの心安らぐんじゃないかなというふうに感じました。ぜひともそちらのほうも検討していただければなと思っております。

では、総合スポーツ公園、競技場のほうなんですけど、芝公園の芝生をどうにか子どもたちに解放するようなお考えはできないか。

また、施設のグラウンドの隅々、芝の部分があるんですけども、その辺りに非常に、競技されている方の観覧席もありますが、それ以外のところでも小さなお子さんがちょっと遊ばせるような場所に日よけが一切ない、西日が当たるとかなり強い日差しが当たるので、その辺りに日よけ対策用の施設を設置するようなお考えはないのか回答を願いますか。

○議長（古賀ひろ子） 竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一） 施設利用に関するということから、社会教育課のほうから回答をさせていただきますと思いますけども。

まず陸上競技トラック内芝生フィールドの利用についてですけども、土曜、日曜日に関しましては、サッカー、ラグビーなどで多くの方が利用されている状況でございます。

また平日に関しましても、火曜日、木曜日が陸上競技の利用日というふうになっておりまして、水曜日、金曜日が芝生フィールドでサッカーなどの利用日となっているところでございます。

芝生フィールドの利用がない時間帯につきましても、陸上競技での個人利用をされているということもありますので、トラック、フィールド、芝生のところを開放ということは不可能というわけではございませんけども、利用者の安全面などを考慮いたしますと、今のところ一般開放は難しいのではないかとこのふうには考えているところでございます。

また、日よけ対策ということでのお話をいただきましたけども、現在やはり熱中症の問題などを考えますと日よけ対策も今後検討する必要があるというふうには認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ありがとうございます。

ぜひともこの公園の設置の整備というのは、町長も挙げておられましたけども、やはり宇美町にはそういうふうな施設が非常に少ないということなんで、ぜひともこれは前向きな考えで早急に検討していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 3番、高橋議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号3番。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 日本共産党の入江政行です。皆さんお疲れさまです。私は、本日は2つの課題より質問をさせていただきます。ちょっと喉が枯れているので、お聞きにくいと思えますので、よろしくお願いします。

最初の課題は、子育て家庭の困窮対策はということで質問させていただきます。

物価高騰の中で困窮する子育て家庭が悲鳴を上げていると。子どもの学習支援や食料支援を行っている認定NPO法人キッズドアの緊急アンケートには、子どもが満足に食事を取れないと訴えが相次いでおります。給食がなくなる夏休みの不安の声は回答1,538世帯の91%に達しております。電気代高騰で暑くてもエアコンをつけないようにしている家庭は6割超と報告が上がっております。

最初の質問になりますけども、宇美町で子育て家庭の困窮状況を把握しているかということをも最初に質問したいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。福祉課から回答させていただきます。

子育て家庭の困窮者に関しましては、具体的な定義等がされておきませんので正確な把握はできておりません。しかしながら、本町ではひとり親家庭——母子家庭または父子家庭等を対象とした児童扶養手当の受給者等の把握をもちろんでございます。これでは今現在460人の方が対象となっております、その中で所得制限がもちろんございますので、年収が300万円以下、所得で200万円以下になる方たちになります、この方たちが360人いらっしゃいます。受給者の全体で見ますと78.1%となるわけでございますが、この方々に関しましては、同居家族の支援であったりとか養育費の有無等については加味されておきませんので、実際の受給者数、議員がおっしゃるような困窮者の正確な数字に関しては、この360人よりももう少し少なくなってくる人数になるのではないかとおもうところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 正確な人数は把握されていないということですね。分かりました。

キッズドアが支援している家庭を対象に行われました回答者の9割が母子世帯で、8割以上が年収300万円未満でした。貯金がないが35%、物価高で家計が厳しくなったとの答えは99%に上がっています。中でも食事の影響は本当に深刻です。

2つ目の質問なんです、家計が厳しくなった中で1人当たりの食事が月1万円以下、1食当

たり110円以下の家庭が4割に上がっています。肉や魚はほとんど買わず、週二、三日食事を抜くなど子どもに栄養バランスのよい食事を与えられないと心配する声は切実です。栄養失調、エアコンを使わないことによる熱中症など健康被害の広がりが多くあり危険な状況と指摘されていますが、町としては何か対策を考えられているかと、お答えいただければと。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。町としての対策というところになりますが、議員おっしゃる子育て家庭の困窮世帯に対する町として行っている事業が幾つかございます。これも各課にまたがっておりますので、福祉課のみならず関係課のほうから具体的な報告をさせていただきたいと思いますが、福祉課に関しましては、先ほど申し上げた児童扶養手当の支給事業を行っております。

これに関しましては、県が支給する事業でございますが、町の窓口で進達を行っておるという形で、母子の離婚または母子の――すみません、母子ではなくて父母ですね、申し訳ございません。父母の離婚や父母の死亡等によってその父母と生計を同じくできない児童に対して行う支給事業でございます。

金額に関しましては、大体4万円から1万円ぐらいの金額になりますが、2か月に1回、年6回にわたって支給を行っております。

また、福祉課では若年者の専修学校等技能習得資金の貸与事業を行っております。経済的な理由によって修学が困難である方等に対して、専修学校等において技能習得のための資金の貸与を行う事業でございます。月額で大体5万円余の金額を貸与しているというような形になります。

また、福祉課のほうを担当になるわけでございますが、民生委員・児童委員の方々が地域でいろんな相談等を行っておる、その取りまとめ等を行わせていただいております。

また、窓口では生活保護の相談また申請の受付、これも県の事業でございますので、事業内容については進達という形になりますが、相談業務は窓口の職員が行っているところでございます。

また、福岡県が行っている事業も福祉課のほうで御紹介をしております。簡単に申し上げますと、くらしの困りごと相談室、これは県立の自立相談支援事務所というところがございますが、そちらのほうで就労相談であったり家計相談であったり、そういったことができるという形で相談窓口の説明をしております。

また、粕屋保健福祉事務所に関しましては、母子父子寡婦福祉資金という形で金利なしの貸付け等が行われておりますので、そういう相談があった場合は県の事業として御紹介をさせていただきます。

また、ひとり親サポートセンターというものが県の母子寡婦福祉連合会が行っておりますので、

こちらは基本的には就労関係ですね、ハローワークと提携して就労支援とか、そういう形の相談等々を行っているところでございます。

また、本町にあります社会福祉協議会、こちらのほうでも生活福祉資金の貸付けであったり、就学支援金の貸付け、これも金利等ありませんので、社会福祉協議会のほうが行っている事業、また緊急一時支援の事業費として食料品の購入等を行う事業もでございます。

また、ふくおかライフレスキュー事業というものを社会福祉協議会のほうが行っておりまして、こちらのほうでは社会福祉法人と社会福祉協議会が連携して、相談支援、主に食料の支給とかを3か月間にわたって行うとかいうような事業も行っているという形でございます。

福祉課のほうでは、こういう相談があった場合は関係機関につなぐような御紹介であったり、御説明をさせていただいているというような状況でございます。

福祉課は以上です。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 住民課の子育て家庭の困窮対策について御回答いたします。

現在、住民課所管で行っております事業といたしましては、ひとり親家庭等に対する医療費の支援がございます。この支援の内容につきましては、対象となる家庭に対し医療費を助成するもので、通院にかかる自己負担額を1医療機関当たり月800円まで、入院の自己負担額は1日500円を一月に7日間を限度としておりますが、先日子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、令和6年の4月から助成内容をさらに拡充し、通院については1医療機関当たり月500円まで、入院に関しましては自己負担なしというふうに改正されることとなっております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） こどもみらい課の支援といたしましては、母子手帳交付時の際にいろいろな出産の、妊婦さんの形がありますので、安心して出産ができる環境であるのか。また、経済的に困り事がないのかのお話を丁寧に伺っております。

赤ちゃんが生まれた後は、保健師や養育支援訪問員による家庭訪問、乳幼児健診により母子の健康状態のほか生活の様子、経済的不安がないかなどの相談支援を行っています。経済的支援が必要な御家庭があれば、福祉課、社会福祉協議会、児童相談所など連携を図り支援につなげている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 学校教育課のほうでは、支援事業としましては就学援助事業という支援を行っております。小学校や中学校に入学するときに新入学学用品代として入学前に就学援

助費を支給しているほか、日常の援助としては学用品や給食費、校外活動などにかかる費用も支援をしております。

また、相談事業としましては教育相談室、またスクールソーシャルワーカーを利用することにより相談受付や他機関との連携を行ったりしているところです。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） いろいろな支援があるということで、ほっとしております。医療費については、先日条例改正で医療費の支援拡充が広がったということで、本当に喜ばしいことだと考えております。

3年以上続いたコロナ禍の中で、蓄えも底をつき、借金をしている人も多く、終わりの見えない物価高騰で絶望し始めている現状を上げて、困窮子育て家庭に死が身近に迫っているという警告しております。

3番目の質問に移りますけども、自治体は困窮家庭の実態を早急に把握し、現金給付や食料支援、無料で涼しく過ごせる居場所や学習スペースの確保などの対策を講じるのが急務であると思います。いろいろな支援策はさっき言われましたので、総合的にどうなのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。子育て家庭の困窮対策としましては、コロナ禍から続く物価高騰により国の施策である給付金の支給や生活資金の貸付け等の事業が、市町村を窓口としてこれまでも複数回にわたり実施されていたことは議員も御承知のとおりだと思います。

しかしながら、当該事業等に関しましては、一時的な金銭の収受に終始しており、当該家庭に対しては抜本的な改善にはつながっていないことは否定できないと存じます。

今後、子育て家庭の困窮対策として、町が独自に現金の支給や食料の支給、また居場所の確保を行うことは、給付や貸与等の一時的な支援ではなく、長期的な対応対策が求められる中では、人員や予算的にも非常に困難であると存じます。

いずれにしても、子育て家庭の困窮対策につきましては、その骨子として就労支援、教育支援、生活支援、経済的な支援、この4つの支援が総合的に必要であると言われております。これらの支援に関しましては、本町のみならず、他市町村においても先に各課のほうで回答させていただきましたが様々な事業が行われており、今後も国及び県の動向を鑑みながら、国レベルの事業の拡充と周知の徹底を図ることが必要不可欠であると存じます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） では、1つ目の質問を終わります。続けてよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。続けてどうぞ。

○議員（7番 入江政行） では、2つ目の質問になります。マイナンバーカードの問題点について質問をいたしたいと思います。

マイナンバーカードは、総体的にあらゆる手続や身分証明書の代わりとして使用できる可能性が高いと言われております。デメリットとしてはセキュリティーの面から不安も多く、紛失、盗難のリスクは免許証や保険証をなくすよりも高いと言われてます。

マイナンバーカードの最大のデメリットは、国民の国内財産が正確に把握され、金融・所得の課税が一体化し総合課税が導入される可能性があるとの指摘がされております。

初めの質問になりますが、当町のマイナンバーカードの取得率の状況を教えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 当町におけますマイナンバーカードの取得率でございますが、総務省が公表しております8月31日現在のカードの保有枚数率では75.3%となっております。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） はい、分かりました。

それで、2番目の質問に移ります。マイナンバーカードの見えるトラブルの実態は7つほどちょっとここにありますが、1番目に自治体のコンビニ交付サービスにおける住民票や戸籍証明等の誤交付。2番目にマイナ保険証に他人の情報をひもづけた誤登録。3番目に公金受取口座を他人のマイナンバーカードにひもづけた誤登録。4番目にマイナポータルで他人の年金記録が閲覧可能に。5番目にマイナンバーと障害者手帳情報とのひもづけミス。6番目にマイナポイントの別人への付与。7番目にマイナンバーカードの別人への交付。と多大な誤りが起こっております。

いろいろな問題が起きているマイナンバーカードの普及促進を掲げている宇美町として、今後どのような対応をしていくのか、対処していくのか、お答えしていただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 当町におきましては、これまでのところコンビニ交付サービスでの誤交付、そのほかマイナンバーカードをめぐる様々なトラブルについては、今のところ苦情や相談を受け付けてはおりません。

しかしながら、今後マイナンバーカードに関連する苦情や御相談を受けた際には、住民の不安を払拭するため、町としてできる限りの支援を行うなど丁寧に対応してまいりたいと思っております。

また、マイナンバーカードは議員が冒頭にもおっしゃったとおり、安全確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールでもございますので、今後も不安を覚えられる方に対しては、

丁寧に説明をしながら御理解をいただき、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） じゃ、今のところは特に問題はないということですね、分かりました。

マイナンバー制度としてマイナンバーカードをめぐるトラブルに対する政府の対応は混迷を深めております。矛盾を広げていかざるを得ない状況だと2024年の秋の健康保険証廃止の時期が近づけば近づくほど、自治体や医療保険者、医療現場が混乱の渦の中に巻き込まれ、国民の不安は解消されないと考えております。

健康保険証廃止を許してはいけないと思いますけども、町としてはどう考えるかお答えできますか。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 健康保険証の廃止につきましては、おっしゃられたとおり平成6年の秋を目指して進めてあるところでございますが、この健康保険証の廃止以後も全ての被保険者が必要な保険診療を受けられますように、マイナ保険証を保有しない方等につきましては、資格確認書が交付されることとなっております。

この制度の過渡期におきましては、様々な問題が出ているようでございますが、健康保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提との方針の下、被保険者の皆様には不利益が生じないように、また医療機関や保険者に負担がかからないように対策が講じられてきているところでございます。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認は、今後の医療DXの基盤となる仕組みでございまして、将来的には診察券や公費負担医療の受給者証にもマイナンバーカードと一体化していくことにより、ますます国民や医療現場にとってのメリットの実感が大きくなるものと考えております。

町としましては、こうした将来も見据えながら、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて取組を推進していく必要があると考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 分かりました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 7番、入江議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時53分休憩

.....  
13時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号4番。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 日本共産党の鳴海圭矢です。一般質問に入ります。

その前に、新型コロナウイルスが2類から5類に引下げとなり、約4か月が過ぎました。その後、コロナ感染拡大少しは収まったのか、どうでしょうか。厚生労働大臣がもう今9波に入っているからと感染予防を訴える発言を出しております。前々から世間では、これ今9波に入っているのではないかと大臣の発言の前から言われているくらい感染者が増えていたということで、議会関係者、役場の職員の皆さん、身近なところからも感染者が出ております。でも、幸いもう回復されたみたいでそれはよかったですけれども、引き続き警戒が必要な状況だということを言わざるを得ないと思います。何でも新変異株でエリスあるいはピロラ、こういったものも確認されているということで、まだまだコロナとの戦いが続くということで油断せずに気を引き締めていきたいと感染予防の必要性をこの場で訴えたいと思います。

それでは、まず最初の質問に入りますけれども、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線ののり面の崩壊について質問をいたします。

2021年8月の大雨によりひばりが丘のり面が崩壊して、はや2年余りが過ぎております。この間、不測の事態があったとはいえ工期が延長され、さらに今年7月の大雨で再度のり面が崩壊し、町民の皆さんから、この工事は一体いつまで続くのか、また崩れるのではないかと、こういう声を聞いております。ひばりが丘はもちろん、周辺の地域の皆さんからの関心も高いようです。現場はかなり広範囲でモルタルが割れて地面が露出するなど、見目がかなり痛々しく、片側1車線でそばを通るときなども安全だとは思いますが、やはり万が一のことを考えると冷やりとする思いです。皆さんが心配されるのも大変もったいなことではないかと思っております。

今回の件につきましては、全員協議会などを通じて既に説明を受けておりますが、その情報が共有できたのは、あくまでも限られた範囲の人たちだけでありまして、今回一般質問、ネットでも配信されますので、より多くの皆さんに知っていただきたい、また議事録も残していきたいと、そういったことで今回の一般質問に取り上げました。

そこで、まず最初の質問です。ひばりが丘のり面崩壊の経過と現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） それでは、お答えをさせていただきます。

今回の崩壊の経緯といたしましては、7月8日から10日にかけての総雨量281ミリ、



24時間雨量が200ミリ、それから時間最大降雨量が51ミリの短時間による降雨によりまして、既存のり面内部の地下水の上昇、それから新たな湧水の発生によるものと考えております。

特に、のり面右側の崩壊部につきましては、6月に議員の皆様方に現場を視察していただいたときには、大きな湧水は確認することはできませんでしたが、今回の降雨によりまして、右側の上部に新たに湧水箇所が発生し、のり面の拡大が起きたというふうに考えられます。

現状におきましては、崩壊直後7月10日でございますけれども、その日のうちに大型土のうを設置しまして、町道部への流出をしないような対策を講じたところでございます。

また、今回のモルタルの崩壊箇所につきましては、7月中旬から下旬にかけてまして、被災拡大状況の説明文書を写真、図面等を交えながら、ひばりが丘の住民の皆様方へ自治会長を通じて回覧を行ったところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 現場での視察、私も参加いたしましたけれども、そのときからその直後に大雨があったと、また状況がちょっと変わってしまったということですね。

それでは、今後の復旧のめど、タイムスケジュール、あるいはこの復旧に関して予算はどのくらい見込まれるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 今後の復旧のめどでございますけれども、当初の計画では原形復旧、元あった形の盛土工法としておりましたけれども、今回の崩壊を受けまして、新たな湧水の発生や、今後湧水の発生場所が変わることも想定をされることから、復旧方法につきましては、既に福岡県とも協議を行っており、相談をさせていただきまして原形復旧にこだわらず、形状変更も含めた工法の再検討を行うということになっております。

検討に際しまして、もう既に必要な地質データのボーリング調査は実施をしております。そういった地質データがそろい次第、形状変更を含む工法検討に取りかかるようにしております。

予算措置につきましては、令和3年度の災害復旧事業ということで補助申請を行ってございましたけれども、これまで完成をしております大型ブロックまでを令和3年度災害といたしまして、今回崩壊をしました——拡大しました部分から、今後施工を予定をしておりますのり面部分につきましては、手戻り部分を含めて、令和5年度の新規災害申請を行う予定としております。

それから、今回の大雨、梅雨時期の大雨につきましては、全国一律に激甚災害の指定を受けております。通常災害復旧でいきますと、国庫補助67%というところではございましたけれども、激甚災害の指定を受けたことによりまして、国庫補助のかさ上げが行われるようになっております。

かさ上げの率につきましては、まだ全ての災害申請が行われたわけではございませんので、過

去の平均実績で申しますと、補助部分というのは約8割前後になるのではなかろうかと、これはもう過去の実績でございますので、確定値ではございません。ただ、今後令和5年度の新規災害として国庫補助申請を行い、額が確定して実質の実行予算が確定するということになります。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。

住民の皆さんからしてみれば、今まで2車線使えて、スムーズに行き来できていたところが、今回のことで1車線しか使えなくなり、それが2年近く続いているということで、皆さんのお話を実際に聞いてみますと、大なり小なりストレスを感じておられるということを感じました。こういった住民の皆さんのストレスを少しでも軽減していく意味で、情報を逐次共有していく公開していく、こういうことが大切ではないかと思えます。

先ほどの答弁の中で、住民の皆さんに回覧を回していくということで、少し触れられた部分がありますけれども、住民説明会などそういったことは予定されているのでしょうか。

また、ネットなども使って情報を伝えていく、あらゆる方法を使って情報を公開していく、住民の皆さんに状況を伝えていく、そういったことも必要ではないかなと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 情報発信というか、住民周知というところの観点でいきますと、先ほどもお話をさせていただいたとおり、崩壊直後については回覧版で周知をさせていただいたところでございます。ただ、今後の方向性というのが、令和5年度の新規災害ということで補助申請を行うというような情報は、まだ確定値を御報告しておりませんので、9月のうみ広報を使いまして、別紙を添付させていただいて、ひばりが丘の住民の皆様方には全戸配布を考えております。

それから情報発信、インターネット上の情報発信というお話でございましたけれども、6月ぐらまで、6月までは週1もしくは2週間に1回程度、施工状況の写真を公開をしておりました。現在は、崩壊、崩落を受けて公開は停止をしている状況でございます。今後、また工事が再開されるような状況になりましたら、そういったものも公開していきたいと。ただ、ひばりが丘でお住まいの道路をお使いになっている方というのは、やはり不便さを感じているというのは重々承知をしております。今後そういった情報発信については、適宜変化点がございましたら発信していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） では、逐次情報発信のほうをよろしく願いいたします。

そこで、ちょっと現地に行って説明なんかを聞いてみますと、短時間で非常に大量の地下水が

湧いてくると、そういった地質的といいますか地理的というか地形的といいますか、どういう言い方が妥当なのかは分かりませんが、土地柄としてそういった問題を抱えている上で、2度目の崩壊というのを見てしまうと、果たしてこの土地の問題というのが本当にこれ克服できるんだろうかということちょっと心配になってまいりまして、竹ケ下～桜ケ丘線を今後も町道として使い続けるということについて懸念を感じるわけです。先ほど現状復帰にこだわらず、根本的に見直すという答弁がありましたけれども、この町道竹ケ下～桜ケ丘線の安全性が確保できるのかということについて、見解のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） この町道竹ケ下～桜ケ丘線は、1級町道に該当しておりまして、重要な生活道路である、または通学路にも指定されていまして重要な路線というのは承知をしているところでございます。

令和3年8月にのり面災害が発生してから、それ以降、安全を最優先で施工を検討して復旧工事を進めておったところなんですけれども、今回のような予見できないような湧水も発生し得るため、復旧工法を見直す必要もあるということで、先ほどからお話をさせていただいたとおり、形状変更も含む検討を行うということになります。その結果、工事進捗率は当然下がってきて工期延長というの也被考えられます。

崩壊した箇所につきましては、のり面の安定計算を行った上で、安全率を考慮した設計とするものでございます。

今後も復旧工事を実施して、竣工後も安心して御利用いただける町道造りに努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） その点については分かりました。

そこで、現地の方からちょっとお話を聞いていく中で、のり面崩壊の前に樹木の伐採を行ったということで樹木の伐採がのり面の崩壊につながっているんじゃないかと、こういうことをおっしゃる方がおられまして、正直私は、それは否定も肯定もできません。そういったことを判断するだけに十分な知識というものが持ち合わせておりませんので、それについてどう判断すべきなのかは、ちょっとよく分からないんですけれども、こののり面の樹木の伐採がこの崩壊に影響を与えたのではないかと、こういう見方については、どのような認識でおられるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） のり面と一言に申しましても今回の場合は、宅地造成もしくは開発による斜面を形成しているのがのり面ということになります。その斜面を保護する目的で、表面を締め固めて行うのがのり面ということになります。

基本的にのり面に関しましては、長期的な保護の観点から、種子を吹きつけたりというようなもので、草を生やしてのり面を保護していくわけですけれども、樹木の伐採ということで、自然発生が樹木があったと思われまふ。基本的には、やはりのり面保護の観点から、樹木の伐採は妥当であったというふうには考えられます。そういった観点から、樹木の伐採が直接の崩壊の原因とは今のところ考えにくいというふうには判断しております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 私も話の中で、森林というのは、土砂災害を防止する機能を持っているというのを何か本で読んだことがあるんですけど、それはあくまでいろんな条件があつてのことで、ただ木を植えさえすればいいというものではなくて、のり面の安全性を確保するためには、場合によっては樹木を伐採する必要もあるんだと、こういうことなんだなというふうには理解いたしました。

さて、以前の2022年3月議会の一般質問の中で、私、またこの町道竹ヶ下～桜ヶ丘線の問題取り上げたんですけれども、何らかの形で道路が封鎖された場合に備えて、使える道路があればいいという町民の方からの声がありまして、そう思われるのはある意味で当然ではないかなと思います。その質問の中で、志免町の桜丘に通じる道を通行できるようにできないかということをお願いしたことがございます。そのときの答弁は、志免町と交渉をしてみるという答弁でした。それからまた2年過ぎましたけれども、その後、交渉どうなったのか進捗としてはどうなっているのか、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 過去に志免町と宇美町を通じる道路を開放できないかという御質問があつたのは、承知をしております。

現在、ひばりが丘一丁目と桜丘四丁目を接続する道路を車止めとフェンスで通行ができないように封鎖をしております。これは、ひばりが丘団地造成時に——昭和56年頃のお話になろうかと思ひます——志免町の桜丘南町内会が提示した条件となっているようで、抜け道として利用しないことにするというので開発業者と約束が交わされたと同っております。

令和元年にひばりが丘住民から要望が上がりまして、志免町を通じて桜丘南町内会のほうに打診をしたところ、承諾が得られていないというところではあります。

次に、2022年3月議会で今回の災害を踏まえて緊急時のみ開放することで再度志免町と協議をして、要望を行ったところではございますけれども、地元の合意を得ることができなかったという結論に至っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） やはり合意が得られないと、宇美町だけの意見では物事は動かさない

ということで大変残念ですけれども、そういったことだということは分かりました。一日も早く復旧を願う皆さんが多い、これはもう言うまでもないことなんですけれども、今のお話をお聞きしまして、やっぱり根本的にもう完全に問題解決するためには、ある程度工期が長くなる、これはもう致し方ないというふうには感じております。その後の進展決まり次第、早く議会あるいは住民の皆さんに報告していただきたいと思っております。

今回は、ひばりが丘に絞って質問をいたしましたけれども、当町は周りを山で囲まれているために、ハザードマップを見れば、ひばりが丘に限らず土砂災害、のり面崩壊の可能性がある箇所というのは数多くあるわけですし、第7次総合計画の中の基本目標3にも災害に強く誰もが安全に暮らせる安心をうみだすまちというものが掲げられておりますので、この実現に向けて力を尽くしていただきたい、一日も早く復旧が終わって、住民の皆さんの不安や不満が解消されることを切に願ひまして、私の最初の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 続けてどうぞ。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 続きまして、2番目の質問です。マイナンバー保険証の関連の質問をいたします。

来年の秋に今の紙の保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化する方針をめぐりまして、加藤厚生労働大臣が最も遅い場合でも来年の12月8日に廃止することが法律で定められているとした上で、今後具体的な廃止時期を検討していく考えを示しました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化をめぐっては、さきの通常国会で成立した法律で、交付から1年半以内に保険証を廃止ということが定められております。

しかしマイナンバーをめぐっては、全国的にトラブルが続出しております。本人以外の公的給付金の受取口座の誤登記が約14万件、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケースが7,400件を超え、他人の年金記録が閲覧されたケース170件や障害者手帳の誤登記62件と、トラブルは多方面で多数に及んでおります。今、個人情報の漏えいという重大な問題が起きております。

この問題については、今回の議会に限らず、度々取り上げておりますが、この影響力を鑑みるに、やはりどうしても今回の一般質問で取り上げざるを得ません。

そこで、まずお尋ねいたします。デジタル庁によりますと、本人の希望によりカードを返納した件数が発行開始から7年間の累計でおよそ47万件あったそうです。このうち6月の1か月間では、およそ2万件あったとしております。当町において、このマイナンバーカードを返納された方はどれくらいおられるのか。まず、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） まず、マイナンバーカードの返納の件数ということでございますが、当

町におきましては、制度開始から7年間の累計で240件の返納がっております。このうち、カードの信頼性に不安があるというような理由での返納については、3件ということとなっております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） カードの信頼性に不安があると答えられた方が3名おられるということで、数として分かっているのは3人、これが多いと見るか、少ないと見るかというのは、人によって分かれるかなと思いますけど、このマイナンバーシステムに対して、今国民の間でやっぱり不信感が広がっているというのは、私は間違いないんじゃないかなというふうに思います。これ、もし、そこでちょっとお尋ねいたしたいんですけども、この誤情報が確認された場合、町民の皆さんがマイナンバーカード使っていて、あれ、これ自分の情報じゃない情報が入っているぞと、そういった異常に気づいた場合どういった対応を取ったらいいのか、まずどこに申し出たらよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） マイナンバーカード等のひもづけが誤っているということに気がつかれた場合の対応につきましては、まずデジタル庁のホームページに対応方法が具体的に示されております。

まず、一番最初に行動をしていただくのは、国民向けのマイナンバー総合フリーダイヤルというのがございまして、こちらのほうに電話していただく、または、例えば健康保険証の関連であれば、御自身が加入されている医療保険の保険者のほうにお問合せをいただくこととなっております。

健康保険に関する対応の内容について説明させていただきますが、オンライン資格確認等のシステムの実施機関である社会保険診療報酬支払基金、または国保の中央会のほうに迅速に連携が行き、御本人でない情報が登録されている疑いが高い場合には、直ちにオンライン資格確認等システムの閲覧を停止し、その後、保険者において事実関係を確認した上で、誤ったデータが登録されていた場合には、その登録データの是正作業を速やかに行うということとなっております。

ちなみに、国民健康保険の被保険者の方が誤りに気がつかれた場合には、役場のほうが対応することとなっておりますので、連絡されれば全て対応したいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） その点については理解いたしました。

こういったトラブルの続出に政府も対応を迫られまして、岸田首相がコロナ対応並みの臨戦態勢で、閲覧可能な全てのデータについて秋までに総点検するということを発表いたしました。

しかし、マイナンバーカードの発行数は9,000万を超え、ひもづけられた29分野の個人

情報は数十億項目にもなるということで、自治体から期限は柔軟にしてほしいと、自治体は大作業になると心配していると全国知事会の平井会長がこういう発言をするなど、こういった大きな懸念が表明されております。強引に秋まで総点検するならば、自治体などの現場が大混乱になるのではないかと、こういう心配もされております。

こういった追及に対して、デジタル庁は、全てのデータを洗うのは自治体の業務負担が厳しいなどとして、誤登記のリスクの高い事項に限ってデータを点検するというふうに回答いたしました。この閲覧可能なデータの総点検について、当町においては、これはどういった状況になっているのか。このことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） マイナンバーのひもづけに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえまして、デジタル庁を中心として関係府省と連携し政府全体で総点検と再発防止を強力に推進するために、6月21日付でマイナンバー情報総点検本部が設置されております。

この総点検を実施するに先立ちまして、7月中に各制度を所管する省庁のほうから、制度ごとにマイナンバーのひもづけの運用実態に関する調査が行われております。また、町独自でも詳細な確認を行いましたところ、当町におきましてはひもづけの誤り等の事象は確認できませんでした。

その後、9月6日にデジタル庁が総点検の対象自治体を公表されておりますけれども、当町はその総点検の対象外と判定されたところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 当町は、総点検の対象外とされたということで、今回当町に限っては、特に問題がなかったということで、その点ではよかったですと思いますが、これはあくまで現時点の話なので、これ以降またトラブルが起きないとも限りませんので、以降も何か注意が必要ではないかなというふうに感じております。

そして、全国保険団体連合会の調査によりますと、医療機関で5,493件ものトラブルが発生し、一旦10割を徴収した例が1,291件あり、診療を受けずに帰宅してしまった人もいたと、こういうトラブルが報告されております。医療機関でのトラブル、当町では報告されていないでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 当町におきましては、現時点で御質問のような事案についての苦情や相談については、受け付けておりません。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 当町ではないということで、その点は本当によかったんですけれども、

先ほども言いましたけど、これも現時点の話なので、これ以降どうなるか、またトラブルも起きる可能性もあるということで、私はこれについても引き続き注意が必要ではないかなというふうに考えております。

それでは、次の質問です。政府がマイナンバーカードを持たない人に対して、資格確認書を発行するということを書いてきたんですけれども、この資格確認書というのは、そもそも一体何なのかということについて説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） この資格確認書といいますと、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に対して交付されるもので、まず氏名、生年月日、被保険者等の記号・番号、保険者の情報等が記載された紙またはプラスチック製のカードというふうに聞いております。医療機関は、この資格確認書によりまして、被保険者の資格を確認することとなります。

この資格確認書は、原則本人の申請に基づき保険者が交付するものとなっておりますけども、当分の間は、マイナ保険証を保有していない方については、本人の申請によらず、保険者のほうから交付する運用となる見込みでございます。また、有効期限は、各保険者が5年を超えない範囲で決めるとされているようでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今、その資格確認書についての説明を受けたわけなんですけども、正直言って、今の紙の保険証と何が違うのかというのが私は正直よく分からなかったということで、なぜこの資格確認書が、存在が必要なのか、これはやっぱり紙の保険証を廃止すると、その結論ありきで生み出されたものではないかなと思わざるを得ないわけです。マイナンバーカードを持たない人は、毎年資格確認書の申請が必要になる。これは、当面は申請なくても出しますよということになっておりますが、原則は5年ごとの更新が必要だということですけども、この申請更新を忘れてたり、またできなかつたら保険料を払っていても無保険扱いされて、保険医療が受けられなくなってしまうのではないかと、こういった懸念もあるわけです。これについては、先ほど答弁がありました。当面は申請がなくても出しますよということなので。しかし、当面というのがいつまでなのか、これについてはまだはっきりとしたことは分からないわけです。

こういったことを考えると、従来の保険証に比べて、利便性が低下するのではないかとということをおぼろげに思わざるを得ないんです。政府は、資格確認書を申請なしで、マイナ保険証を持っていない人にも送付することも検討するということを書いているんですけども、これについては、これまでどおりのやり方を存続していけば、こんな業務はやらなくていいわけであって、保険証と違って、資格確認書を毎年送付するということになれば、保険組合などにも多大な業務を押しつける



ことになりかねないということが考えられるわけです。

また、学校行事、修学旅行などの場合、健康保険証を廃止後マイナ保険証を児童生徒に持たせるべきなのかと。これは安全性の面を考えるとちょっと問題があるんじゃないかならうかと。今の紙の保険証でしたら、コピーを持たせるということが慣例的に行われているということですが、もし修学旅行のたびに保護者が役場に資格確認書を一齐に申請するとなると、保護者も手間が大変だなというふうになり、対応する役場も大変になるんじゃないかと思われませんが、こういった場合に対しては、どういう対応が考えられるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 今の保険証の関係でございますが、これにつきましては、令和5年の8月24日に開催されました第166回社会保障審議会におきまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会、この最終まとめ資料によりますと、修学旅行時の資格確認につきましては、マイナポータルプリントアウトのイメージや、資格通知書のコピーの提示が考えられることとなるということでございます。具体的な、正式な事務連絡の通知は来ておりませんが、これらの方法によって対応可能であるというふうに考えられるということでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。

その話とはまた別の話になってくるんですけども、本人の資格確認書というのは、原則として本人が申請しなければいけないんですけども、本人の申請が難しい場合、例えば高齢であると、高齢者、寝たきりとか、そういった場合は、本人の意思を下に代理申請ができるということになっておりますけれども、例えば施設に入居している人の代理申請を一体誰がするのか。国は、ケアマネジャーなどに代理申請ができるというふうになっておりますけれども、ケアマネジャー、施設の職員さんがマイナ保険証を管理する場合、従来の保険証に比べて付与する情報が多く、重要なので、管理の責任が重たいと、担い手不足とコロナ対策で苦労を重ねている高齢者施設の職員にこれ以上負担を求めないでほしいと、こういう現場の声も上がっております。ケアマネさんが代理申請するといっても、これ説明、申請などは本来業務ではないので、それはまず無理じゃないかと、こういう現場の声も上がっております。これに対する政府からの具体的な方策、私が見る限りではまだ示されていないようですけれども、施設入居者の代理申請、この問題、これ一体誰がするのか。これについてはどうなるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 高齢の方とか福祉施設等に入所されている方のマイナンバーカード等、そういったものの手続につきましては、一応マイナンバーカードの分については、管理マニユア

ルが作成されています。

ただ、資格確認書については、ちょっとすみません、具体的なものはなかったんですけども。これにつきましても、現在の施設に入居されている方の健康保険の手続、こういったものにつきましては、施設のほうで入所者の分をまとめて代理で申請されているということがございますので、この資格確認書に関しましては、マイナンバーカードそのものとはちょっと違いますので、施設の方に代理で手続を行っていただくのが妥当じゃないかとは思っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 施設の方が代理申請を行うのが妥当じゃないかという答えだったんですけど、それでも、どうしても資格確認書の申請、本人も困難だし代理申請も困難だ、そういうケースも恐らく出てくるんじゃないかな。そういった場合に、職権で自治体が発行する場合というのも、これはあり得るんじゃないかなというふうに思うわけなんですけど、それはもし自治体が職権で発行するとすると、これは大変な手間になるんじゃないかなと予測されるわけです。5月28日の段階のデータでは、マイナンバー保険証の利用登録が6,273万人と、そのうち被保険者のうちに占める割合というのが50.3%、マイナンバーカード発行数の61.9%ということで、大変なこれを、資格申請が困難な方に対してこれに出してください、申請してくださいと勧奨して職権で発行、手間を考えるとかなりの負担が町にかかるんじゃないかということも予測するわけなんですけども、宇美町の場合、自治体が職権で発行するケースというのは考えられるのか。その場合、今どれぐらい発行数見込まれるのか。この件についてお尋ねをします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） この資格証明書の職権での発行につきましては、今議員がおっしゃられました特殊なケースです。これについては、すみません、対象数がちょっと把握できませんので、具体的には申し上げることはできませんが、マイナ保険証を持たれていない方、これらの方に対しては、町のほうが職権で発行することとなります。これにつきましては、町の国民健康保険の加入者のうち、7月末の時点でマイナンバーカードとの保険証のひもづけが完了していない方が2,897人おられます。これらの方に対しては、町のほうで職権で発行するということとなりますので、健康保険証の発行数のおおむね4割程度となることを想定しております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） それだけの数を職権で発行しなければならないということで、これももともとたどっていけば、現在の紙の保険証を維持していけばこの業務をやらなくていいんじゃないか、マイナ保険証と一体化させるからこういう業務が発生するんじゃないのかなと思わざるを得ないわけです。分かりました。

それで、ちょっとまた別の質問に入るんですけど、障がいを持たれている方が顔認証カード

リーダーを利用する際のトラブルというのも報告されております。車椅子を利用している方が車椅子に乗ったままで写真を撮ったら、ヘッドレストが写ってしまったので取り直しを要求されたとか、マイナンバーの申請するために顔写真を撮ったけれども、ちょっと目の病気されていたために黒目がなかったため却下されたという報告もあっております。また、不随意運動などで固定が困難な人に、一定の場所に顔を固定するのが難しい人こういった方は、顔認証のカードリーダーを使う際にトラブルが発生しているということで、暗証番号を指で指すのが難しい人は音声で示すということですけど、これは他人に暗証番号を知られるので不安があると、こういった報告が全国でなされているわけですけど、こういった障がいをお持ちの方に対する配慮というのはきちんとされているのかといった場合、当町においても数は少ないかもしれませんが、こういった方が障がいを持たれた方が、顔認証カードリーダーを利用する可能性というのは十分あると思うんですけど、こういった場合の対応、どうなるのかお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） マイナンバーカードの暗証番号のほかに顔認証による照合というふうないろんな機能がございしますが、まず顔認証による照合が不可能なケースもある程度想定されておりまして、医療機関の窓口におきましては、顔認証のカードリーダーのシステムで不具合があったりとか、今のような事情で認証が困難という場合には、医療機関の職員が目視による本人確認を行って、それによって認証して資格確認するという方法も準備されております。また、役場の窓口になりますが、暗証番号の入力が難しい方に対しては職員が御本人の同意を得た上で番号を聞き取って入力するというような対応も取っておりますので、何らか障がいがある方とか、通常の方法では認証が難しい方に対しては、それぞれ現実的な対応としてやっていくことを許可されているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） そうなると、そのときの状況に応じて柔軟な対応をしてもいいということが定められているということですね。分かりました。

また、医療現場での懸念として、オンライン資格確認等システム運用マニュアル、これ最近改定されたようですけども、有効な資格確認ができなかった場合、患者からは10割分を受領するということになっておりましたが、改定後はマイナンバーカード券面の生年月日情報で自己負担分、3割などの支払いを可能とし、事後に訂正のある場合は所要の手続きを行うことが考えられるというふうにしております。

それに対して、考えられるということは、医療機関に責任を丸投げするという事かという指摘が入りまして、これに対して医療機関からは、事後に資格確認ができなかった場合、残りの7割分は未収にならないのかと、こういう声も上がっております。資格確認ができない場合の

7割分の支払いを医療機関が漏れなく受けられるのかといった疑問も上がっているわけです。厚生労働省の伊原保険局長は、医療関係者と調整中でその時点では具体的に申し上げることは難しいということで明確な答弁しなかったわけですけれども、この問題については何か把握されていることはありますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 医療機関の窓口で、保険証の情報が確認するのが困難という場合には、議員がおっしゃったとおり、生年月日とか氏名の情報を基に申出書を書いていただいて、それに基づいて3割負担をしていただくというふうになっているようです。

その事後の対応としまして、初動は医療機関のほうでいろんな確認をした上で保険者を特定するということはありますが、どうしても医療機関のほうで特定できなかった場合の対応として、最終的には審査支払機関のほうで患者が加入している保険者等の把握をできるだけ把握するように努め、それでも難しい場合には、保険者等が診療報酬——災害等の際の取扱いに準じまして、各保険者、要するに共済組合であったり国民健康保険であったりとかの被用者保険、それらの保険者等で案分して負担するというので、医療機関が7割分を未収になるというふうにはならないような取扱いが規定されております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。それで、医療現場では、今患者が保険証を持ってきているから対応できているが、紙の保険証が完全になくなってマイナンバーカードに一本化したら、一気にトラブルが窓口に集中して対応が難しくなるんじゃないかと、こういった声も上げられております。デジタル庁では、マイナンバーカードの普及によって、行政の利便性の向上、運用、効率化の実現というのをうたっておりますが、現実に行進している事態というのは、それとは全く逆のように私には思えまして、かえって行政の負担、業務が増えているんじゃないのかなというのを疑念に思わざるを得ないんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） マイナ保険証に切り替わることによって、今いろいろな問題が発生しておりますが、これにつきまして、先ほどの入江議員からの質問にも回答いたしました。制度の過渡期でございますので、今様々な問題が出てきております。

これらの問題については、逐一国のほうで対応してきておりますが、そういった問題が数年後に解消すると思われませんが、解消されれば、特にマイナンバーカードの保険者でのメリットとしましては、例えば医療機関のほうでは、患者からの問診表等で聞き取るよりも、正確かつ効率的に患者の過去の情報を確認できるようになって、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することができる。あと、顔写真と電子証明書といったマイナンバーカードの機能によって、

確実な本人確認を行うことで資格確認も漏れなくできる、こういったメリットがございます。また、役場等の保険者ですね、保険者にとりましても、資格喪失後の被保険者証の使用や被保険者番号の誤記による過誤請求等による事務の負担が減少する、国民健康保険証、限度額適用認定証等に係る事務手続や認定の証書の発行が減少する、これらのメリットがございます。

これらのことを総合的に勘案しますと、マイナ保険証の導入によって事務負担の大きな軽減につながるものとは思っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今起きているトラブルは、あくまで一過性のもので、いつかはそううち収まるんじゃないかと、そういうことなんだろうかと思いますけれども、そうはおっしゃいますけれども、今起きているマイナンバーカードと保険証の一本化によるトラブルというのは、他人の医療情報がひもづけされていたなど命にも関わる危険があつて、絶対にあつてはならないことだというふうに私は感じております。

岸田政権、この問題については、あまりにも強引に進めようとし過ぎているんじゃないかなと思います。加藤厚生労働大臣が初診時などは念のため従来の保険証を持参をと、こういうことも言い出しまして、かと思えば、松本総務大臣が暗証番号なしで保険証にだけ使えるマイナンバーカードを発行する、こういう保険証廃止には合理性がないということを、もう自ら証明するようなことを言い出しているわけです。河野デジタル大臣に至っては混乱しているので、マイナンバーカードの名前を変える、こういったことまで言われております。何でここまでして保険証の廃止とマイナンバーカードの普及に政府はこだわっているのでしょうか。

実は、制度の設計段階から関わってマイナンバー事業を受注してきた企業が2014年から21年までの8年間、自民党の政治資金団体、国民政治協会に計5億8,000万円もの献金をしていたということが分かっております。

2014年3月、マイナンバー制度の中核システム、情報提供ネットワークシステムを内閣府から123億1,200万円で受注していた5社連合のうち献金していたのは、NTTコミュニケーションズを除く4社、マイナンバーカードの誤発行が続いている富士通をはじめ、日立製作所、NEC、NTTデータの4社です。

同システムは、一般競争入札にかけられたものの、参加したのは5社連合のみで、日本共産党の池内衆議院議員当時の調べでは、予定価格に対する契約額の割合は99.98%、予定価格が事前に漏れた可能性が指摘されております。

5社連合は、14年1月にも地方自治情報センター、現地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が発注した個人のマイナンバーを作る番号生成システムの設計開発業務を68億9,580万円で受注しました。この入札も5社連合だけでした。

J-L I Sは、マイナンバーカード発行など事業の中核を担っており、5社はその後、それぞれマイナンバーカードの関連の契約を多数受注しております。

一方、献金した企業には、内閣府や総務省、財務省、経済産業省、国土交通省など幹部が多数天下りしています。ここになぜ強引とも言えるやり方で保険証廃止が推し進められているのか、この理由が示されているのではないのでしょうか。

今、一番熱心にマイナンバー制度を推進しているのは、財界であります。個人情報ビジネスに利用するために、その道具として、健康保険証や介護保険証、年金手帳を兼ねた社会保障個人カードの導入を求めるなどしてきました。今、健康保険証の廃止について、大手メディア、各種新聞社も一旦立ち止まれといったことを言っているのに対して、経済同友会の新浪代表幹事は、6月28日の会見で、廃止の期日を守れと岸田首相に要求しております。

私は、ここに財界が要望して、その加盟企業が自民党に巨額献金し、事業規模1兆円とも言われる巨額事業を官僚が天下りした企業が受注する、こういった構図が描かれているというふうに指摘したいと思います。マイナンバー制度をめぐる政官財癒着の構図が今問われているというふうに思います。

資格証の発行は、各方面に業務量を増加させるばかりです。来年秋の保険証の廃止ありきをやめ、医療と……。

○議長（古賀ひろ子） 時間となりましたので、9番、鳴海議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

13時51分散会

---